

令和2年（行ウ）第22号・サケ捕獲確認請求事件

原告 ラポロアイヌネイション

被告 国他1名

2021年2月 日

札幌地方裁判所民事第3部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 毛 利 節

弁護士 難 波 徹 基

弁護士 木 場 知 則

弁護士 今 橋 直

弁護士 長 岡 麻 寿 恵

弁護士 皆 川 洋 美

弁護士 荒 井 剛

弁護士 今 重 一

弁護士 今 瞭 美

弁護士 岡 澤 史 人

弁護士 吉 田 翔 太

弁護士 伊 藤 啓 太

弁護士 猪 原 健 弘

弁護士 齊 藤 道 俊

弁護士 長 谷 川 亮

弁護士 山 口 耕 司

弁護士 高 畑 哲 也

準 備 書 面 （ 1 ）

はじめに

被告らは、第 1 準備書面において請求原因事実のほとんどを「認否の限りではない」とし、原告が確認を求めるサケ捕獲権について、「原告が確認を求める本件漁業権は、我が国における漁業及び水産動植物の採捕に関する法制度上の根拠がない」（24 ページ以下）とし、「まずもって現行の関係法令上の根拠があるか否かが検討されるべきもの」としたうえで、第 5 項において、原告が求めるサケ捕獲権について、「具体的にいかなる法令・条項に基づくものであるか、明確にされたい」と釈明を求めている。原告は訴状 7 ページにおいて、現行の法令及びその運用では、原告によるサケの捕獲は禁止されていることを認めているところであって、具体的な実定法にサケ捕獲権の根拠を求めているわけではない。にもかかわらず、被告らが上記のような主張を行うことは、被告ら、特に日本国が先住民族の権利について法学的に検討することすら拒否していることを露呈しているというほかはない。

そこで、本準備書面において、第 1 に被告らの釈明を求めている点について、

先住民族の権利の問題は、実定法上の根拠がなければならぬとする被告らの前提となる見解が独自かつ特異な見解に基づいていることを明らかにし、本件のサケ捕獲権は、アイヌの歴史、特に原告の先祖の歴史と事実の中にその権利の根拠を見出すことができることを述べ、したがってまた、第 2 に再度アイヌの歴史及び十勝川河口部のアイヌ集団の歴史をたどり、原告のサケ捕獲権の根拠及びその内容を詳らかにするものである。

第 1 先住民族の権利は先住民族に固有の権利である

1 国連先住民族の権利宣言（以下「宣言」という。甲 13、乙 10 の 1、2）が明らかにする内容・・・先住民族の権利は固有の権利

本件では、日本における先住民族であるアイヌ集団のサケという自然資源に対する権利を問題にしている。このような先住民族の自然資源に対する権利について、宣言では、前文第 7 パラグラフで次のように宣言している。

先住民族の政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来する（乙 10 の 2 では「生ずる」）先住民族の固有の権利、特にその土地、領域及び資源に対する権利（乙 10 の 2 では（）で括られている）を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し、宣言する（甲 13）。

甲 13 及び乙 10 の 2 では、自然資源に対する先住民族の権利は先住民族の固有の権利（乙 10 の 1 では inherent rights）とされている。この言葉の意味は、宣言が法的拘束力を持つかなどと言う議論とは無関係に、また日本政府が日本において集団的権利は認めないという立場に立つかどうかという見解とも別に、先住民族の権利についての国際的理解ないし国際的合意として、その権利は先住民族に固有の権利であり、この固有の権利を「尊重し、及び促進することが緊急に必要である」という事実の認識を示していることである（乙 10 の 1 では

Recognizing としている)。この宣言がいう「固有の権利」という意味は、先住民族の権利が各国において定められている実定法において、その実定法上、先住民族の権利の根拠が定められているかどうかの議論が無意味であることを明らかにし、特定の民族が先住民族と認められた時点で、その先住民族の様々な権利が当該先住民族に固有の権利として認識されるという意味である。先住民族の権利が、このような固有の権利である以上、仮に特定の国家において実定法上その権利を認めていなければ、それは先住民族の権利を侵害しているということになるだけである。

被告らが、「まずもって現行の関係法令上の根拠があるか否かが検討されるべきもの」とする主張が、本件のサケという自然資源に対する権利について、その権利が先住民族の固有の権利であることを否定する見解に立っているとすれば、国際的理解、認識とかけ離れた被告ら独自の特異な見解と言わざるを得ない。

なお、上記宣言の第7パラグラフは、先住民族の権利が、固有の権利として発生する根拠（要件）として、当該先住民族の「政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来する（あるいは「生ずる」）権利」であることを示している。二風谷判決ではアイヌが先住民族であることを認めているところ、日本政府もアイヌが先住民族であるとの認識を有している（乙15の有識者懇報告書1ページ、第3段落）。したがって、本件では、先住民族である原告の固有の権利として原告のサケ捕獲権という権利が、「政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学」に由来する（あるいは生じている）か否かが問題となるが、この点については後記（第2項）することとする。

いずれにしても本件で求めているサケ捕獲権のような先住民族の権利は、先住民の固有の権利であって、実定法によってその権利が付与され、または実定法

によってその権利が根拠づけられるものではないということである。

そこで次に、権利の固有性の意味について、「憲法と人権との関係性」との比較において触れ、さらに世界の各国の状況を概観することとする。

2 人権の固有性と憲法との関係との比較

先住民族の権利が固有の権利であることは上記した。ところで、人間に固有の権利とされるものに基本的人権（人権）がある。ここでは、「固有の権利」という意味について、人権と憲法との関係との比較において整理することとする。

そもそも、「人権は人が人であることに基づいて当然に有するとされる権利であり、君主（天皇）から恩恵的に与えられたもの、憲法によってはじめて認められたものではない」（芦部信喜、甲 26、56 ページ）とされている。この意味は、「人権が人間の尊厳に由来し、人間であることに固有するものであることを意味する」とされる（同上）。

憲法との関係では、『この憲法が保障する基本的人権』とは、人間が社会を構成する自律的な個人としてその自由と生存を確保し、もって人間の尊厳を維持するため、それに必要な一定の権利が当然に人間に固有するものであることを前提として認め、そのように憲法以前に成立していると考えられる権利を憲法が実定法的な法的権利として確認し、これを不当な侵害から擁護する、という趣旨を示したもの」（同上、56-57 ページ）とされている。

さらに、「人権が個人尊重の原理を根拠とし、人間性に基づいて認められるものだとすれば、保障される人権は憲法に列挙されたものに限定されるわけではない、ということになろう。『憲法中に特定の権利を列挙したという事実によって、人民の保有するそのほかの諸権利を否認し、又は軽視したものと解釈してはならない』とさだめるアメリカ合衆国憲法修正 9 条の趣旨は、そのまま日本国憲法にも妥当する」（同上、59 ページ）。

このように人権は、憲法によって初めて認められた権利ではなく、人間であることによって認められる人間に固有の権利であり、憲法は、憲法以前に人権として認められる権利を列挙して確認したものに過ぎないのである。したがって、憲法に規定がなくても人間の尊厳に由来し、「人格的存在としての生存に基本的な権利・自由として憲法上保障するに値し、認めることが必要だと考えられる場合には」「新しく法の保護に値する『法的権利』として保障されるようになることもありうる」(同上) ののである。

このように、人権は憲法によって初めて認められる権利ではなく、人間の尊厳にとって必要不可欠なものであれば、憲法に規定されていなくても法的保護が認められる権利なのである。このことを固有の権利と称している。

前記したように先住民族の権利は、先住民族に固有の権利であることが国際的理解であり、国際的認識となっているのであるから、人権と同様に憲法や法令、国王によって与えられる権利ではない。

したがって、憲法を含む実定法上の規定の有無は先住民族の権利性とは無関係なのである。

3 1982年カナダ憲法 35条

先住民族の権利を憲法で規定した国にカナダがある。カナダは1982年に憲法を改正し、先住民族の権利を憲法上の権利として規定した。

1982年カナダ憲法は、35条1項で「カナダの先住民の現に有する先住民の権利及び条約上の権利は、ここに承認され確定される」とし、同条2項でカナダ先住民はインディアン、イヌイトおよびメティスとしている(甲17)。

問題は、カナダにおいては、この憲法の規定によって先住民族の権利が明記されたため、この憲法によって初めて先住民族の権利が認められたのか、それとも上記したように固有の権利である先住民族の権利を憲法が承認したに過ぎない

のか、という点である。1982年カナダ憲法35条は、1項で明らかなおり、文言上先住民の権利は「承認され確定される」と規定しており、既に存在している権利を「承認する」として明文化したものとなっており、被告らの主張とは異なる立場に立っている。

この点でさらに詳しく検討することにする。甲第16号証は、北海道大学大学院法学研究科教授で長年先住民族法を研究している佐々木雅寿の論文である。佐々木はまず、1982年カナダ憲法35条は、先住民族（インディアン、イヌイト、メティス）が1982年現在有している「先住民族としての権利」及び、先住民族が1982年現在有しまたは将来有する「条約上の権利」を保障し、これら先住民族の権利を不当に侵害する法律等が違憲無効になることを明らかにした（149ページ）もの、とし、また、同ページにおいて、このように先住民族の権利を保障することによって「個人の諸権利を保障する人権憲章の制定は、先住民族の特別な集団的権利等を否定するものではないことを明確にする」と記述する。この後段部分は、日本国憲法においても「個人の諸権利を保障する人権憲章」がアイヌのサケ捕獲権という集団的権利を否定するものではないことをも意味していることになる。

次に、1982年カナダ憲法によって「初めて先住民族の権利が認められた」のか否かについては、この先住民族の権利は、「先住民族によって享有される権利であり、それは国王、法律、条約によって与えられたものではなく、先住民族がかつて独立し、自治政府を有し、現在のカナダを構成している土地のほとんどを所有していた事実に基づくものである」（156-157ページ）とその固有の権利性を明確に記述している。

つまり、カナダでは憲法によって先住民族の権利が規定されたが、そもそも先住民族の権利は、憲法以下の実定法によってはじめて認められ、与えられたもの

ではなく、「かつて独立し、自治政府を有し、現在のカナダを構成している土地のほとんどを所有していた事実」、つまり先住民族の歴史そのものに先住民族の権利が認められる根拠が存在するとされているのである。

したがって、1982年カナダ憲法においても、先住民族の権利は憲法での規定以前から先住民族の歴史を根拠として認められている固有の権利で、憲法の規定はその先住民族の権利を後から承認したものでしかないということである。

4 アメリカインディアンの権利とアメリカ憲法

アメリカでは、19世紀初頭から、連邦最高裁によってインディアン、特にインディアン・トライブ（Indian tribes、アイヌコタンと同様の部族集団のこと）と称される集団の権利が認められている。

では、アメリカにおいて、インディアン・トライブの権利は、憲法によって規定されているのか、というと全く規定されていない。つまり、憲法上に先住民族であるインディアン及びインディアン・トライブの権利を認めるような根拠はない。

アメリカ憲法においてインディアン（Indian）という言葉は二ヶ所に出てくる。
[（アメリカ合衆国憲法 | About THE USA | アメリカンセンター JAPAN \(americancenterjapan.com\)参照）](#)。

一つは、2条3項で、下院議員と直接税について、これらは各州の人口に比例して配分されること、各州の人口は「納税義務のないインディアンを除いた自由人の総数・・・」という規定の個所であり、もう一つは、8条3項で、連邦議会の権限を定めている規定として、連邦議会は「諸外国との通商、各州間の通商及びインディアン部族（トライブのこと）との通商を規制する権限」を有するとする個所である。

これら以外にアメリカ憲法において修正憲法も含めて、インディアン（あるいはインディアン・トライブ）の権利を定めている規定はない。

アメリカでは、憲法をはじめとする実定法によってはじめてインディアンあるいはインディアントライブの権利が認められるという考え方自体が存在しないのである。そのうえで、連邦最高裁によって、インディアンやインディアントライブの権利は、彼らの固有の権利として認められているのである。次にアメリカ最高裁の判例を概観することにする。

5 アメリカの連邦最高裁判決

前項で指摘したように、アメリカでは憲法上インディアンやインディアントライブの権利が認められる規定は存在しない。しかし、アメリカ合衆国では連邦最高裁の判決によってインディアンやインディアントライブの権利が確定したものとして認められている。この判例の中でインディアンやインディアントライブの権利が固有の権利であることを認めている判例をいくつか列挙することとする。

(1) ジョンソン・マッキントッシュ事件(Johnson v. M'Intosh, 21 U.S. 543, 574(1823年))

アメリカ連邦最高裁は、首尾一貫して、先住民の集団であるインディアントライブがアメリカ国内で占有してきた土地について「占有を保持する正当かつ法的な権利」(Johnson v. M'Intosh, 21 U.S. 543, 574(1823年))を有しており、その権利の存在は連邦政府の承認に依拠するものではない、と判示してきた。この判決は1823年であり、この時すでにインディアン集団の固有の権利を認めていたのである。

上記 Johnson v. M'Intosh 判決は、「(先住民族であるインディアンは) 占有を保持する正当かつ法的な権利を持つ、土地の権利ある占有者として認められており、また彼ら自身の自由裁量に従って土地を利用することを認められていた」と判示し、土地や土地上の自然資源についてインディアントライブという集

団が自由に利用できる権利を有することを明確にしていた。

(2) ホールデン事件 (Holden v. Joy 84 U.S. 211, 244(1872))

また1872年のHolden v. Joy判決(84 U.S. 211, 244(1872))は、「終始、トライブないしネーションとしてのインディアンは、記録にない太古から土地の明白な占有者として根源的な自然の権利を保持している(それぞれ)別個の独立した共同体とみなされてきた」と判示して、先住民族としてのインディアントライブが土地についての権利を有しており、その自然資源を含めた土地に対する権利は太古に遡る彼ら自身の固有の権利であって、政府の承認に基づくものではないことを明確にしている。

(3) ウィナンス事件 (1905年) (US v. Winans, 198 US 371(1905))

インディアントライブが条約によって連邦政府に占有する土地を売り渡した場合のサケ捕獲権についての連邦最高裁判決の最初は1905年のウィナンス事件である。

ウィナンス事件では、ヤクマインディアントライブ (Yakima Indian Tribe) が、昔からサケ漁をしていた場所(漁場)に連邦政府から土地の払い下げを受けた白人の土地を通行して赴き、そこでサケを捕獲し、川岸の白人所有の土地に干場も作っていたが、これらの土地所有者であるウィナンスという白人が州の許可を受けてサケ捕獲を行うようになり、インディアンの私有地への立ち入りを拒否した事件である。連邦政府はウィナンスを相手にヤクマインディアンのサケ捕獲権に基づく通行権と土地利用権を求めて訴えを提起した事件である(アメリカでは連邦政府がインディアンの権利を保護するために行動することが義務付けられている(trust relationship(信託関係)))。

結論からいうと連邦最高裁は、インディアントライブは固有のサケ捕獲権を有し、この権利に基づき白人の土地となった場所を通行し、サケの干場を建てる

こともできるとした (US v. Winans 198 US 371(1905))。

連邦最高裁は、この判決の中で、争点となっているサケ捕獲権に基づく漁場に行く権利はインディアンたちが有していた権利の一部であり、条約はインディアントライブに権利を与えたものではなく、これらの権利は、彼ら自身に留保 (保存) されたものとして、かれらによって与えられているものである、と判示した (in other word, the treaty was not a grant of rights to the Indians, but a grant of rights from them - a reservation of those not granted.)。

アメリカ連邦最高裁の考え及びインディアン法学者の考えも、先住民族であるインディアンの権利は、インディアンないしインディアントライブに固有の権利であり、条約等によって与えられ、あるいは認められるものではないという確固たる法理念が根底にある。

6 日本国憲法の立場

被告らが指摘するまでもなく、日本国憲法では、アイヌ個人あるいはアイヌ集団 (コタン) の権利について規定していない。ここでは次の問題点がある。それは、憲法に規定していないことをもって本件のサケ捕獲権は明確に否定されるのか、それとも憲法が本件のサケ捕獲権について触れていない、つまり、ただ否定していないだけなのか、その結果、憲法の規定とは関係なくアイヌのサケ捕獲権を認めることができるのか、という問題である。

日本国憲法は昭和 21 年 11 月 3 日、第 90 回帝国議会において大日本帝国憲法 (帝国憲法) の改正として成立した。ところで、帝国憲法においてもアイヌの権利やサケ捕獲権については規定されていなかった。

しかし、上記したように、そもそも先住民族の権利は、国王、憲法、法律、条約によって与えられるものではないのである。したがって、憲法をはじめとする実定法において本件でのサケ捕獲権が定められていないことをもって、原告は

サケ捕獲権を有しないとすることはできない。日本国憲法は、アメリカ憲法と同様に単にアイヌの権利について触れていないだけであり、アイヌの権利を否定するものではない、という解釈こそが正しいのである。したがって、アイヌの歴史から固有の権利としてサケ捕獲権の存在が認められるか否かが重要なのである。

万一、被告らが憲法、法令等にアイヌの権利、特にサケ捕獲権が規定されていないことをもって、憲法、法令等は明確にアイヌの権利や本件でのサケ捕獲権を否定している、と解釈した場合には、日本国は大きな国際的非難にさらされることになる。それは、先住民族の権利を先住民族の固有の権利と定め、この固有の権利を「尊重し、及び促進することが緊急に必要である」ことを定めた宣言を、日本国として採択し、受け入れた日本国政府が、宣言の文言を一方向的に否定するものだからである。

7 アメリカ等はなぜ宣言採択に反対したのか

被告らは、第1準備書面12ページにおいて、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダが宣言の採択に反対したことを指摘する。被告らはただ指摘するだけにとどまるが、これらの国が国内に先住民族が存在している国でありながら、なぜ宣言の採択に反対したのかについては日本政府とは全く異なる見解に基づくものであるので、若干、触れておくこととする。

甲第18号証は、元北海道大学大学院法学研究科教授で、北海道アイヌ・先住民研究センター長を務め、また内閣官房アイヌ政策室アイヌ政策推進会議政策推進作業部会部会長をも務めていた憲法学者（常本照樹）の論文である。

上記四か国がなぜ宣言に反対したかについて、甲18に以下のように記述されている。

* オーストラリア

宣言は国家と先住民族の関係に関する基準設定の際の目標だから実効性があり、コンセンサスが得られるものにすべきであるにも関わらず、「あいまいな内容を残したものになってしまったこと」、また土地に関する権利の承認について、問題は先住民族との事前の協議、協力を規定する 19 条であって、議会で土地について民主的に土地問題について決定しても先住民族の事前の同意がなければならないとするのは議会が決定しても実施できないことになりかねず、非民主的である、というのが反対の理由である (205-206 ページ)

* カナダ

カナダは条約によってすでに土地に関する関係を実行しているが、宣言のように曖昧なルールが定められると国内において混乱が生ずること、またオーストラリアと同様に土地問題に関する事前の同意を問題にしていた (206 ページ)

* アメリカ

アメリカは宣言は曖昧な規定や実現可能性がない規定が多いことが反対理由のようである (同ページ)

* ニュージーランド

宣言に含まれている内容の多くは、既にニュージーランド国内で実現しているもので、反対というよりも「このような宣言ができるのは遅すぎたくらい」であると述べているようである (同ページ)。

以上のように、これら四か国は、宣言の個別的な内容については、既に国内において実施しているところがほとんどであり、土地に関する問題についても先住民族の権利を認めただうえで、議会の決定に対して事前の同意等を求める必要はない、というのが採決に反対する大きな理由であったことが判る。そしていず

れの国においても、宣言の趣旨である先住民族の権利（特に土地や自然資源に対する権利）を認めること自体には反対はしていないのである。これらの国は、日本政府のように「集団の権利は認めない」などという理由から先住民族の権利を否定することが、宣言に反対する理由ではないことが理解できる。

8 小括

以上検討したように、世界各国、特に国内に先住民族が存在する国において、憲法等の実定法で先住民族の権利が規定されていなければ先住民族の権利は認められないとか、被告らの主張するように「まずもって現行の関係法令上の根拠があるか否かが検討されるべきもの」とする考え方、法理念は存在せず、被告らの主張は、極めて特殊かつ特異な独自の見解に立つものとしか言いようがない。

日本の実定法上、アイヌのサケ捕獲権については、憲法をはじめとして一切触れていないと解するのが正しい。アイヌ集団のサケ捕獲権は、漁業法、水産資源保護法等において、条文上アイヌを名宛人（「アイヌは・・・」として）として明確には否定されておらず、規定上触れていないために、和人（非アイヌ）と同様にサケの捕獲が「禁漁」と解釈され、運用されているにすぎない。そして万一法令等によって明確にアイヌのサケ捕獲権が否定されていると解釈する場合には、その法令等が、固有の権利として正当に存在しているアイヌのサケ捕獲権を否定する違法性そのものを問題にしなければならないのである。

原告は、先住民族であるアイヌによって構成される集団である。先住民族の集団である以上、原告の有するサケ捕獲権は、実定法によって裏付けられるものではなく、原告の構成員の先祖からの歴史等によって固有の権利性及びその権利の内容が裏付けられるものである。原告は、訴状に述べたように、十勝川下流域において先祖が有していたサケ捕獲権が現在においても存在し、原告が引き継いでいるとするものなのである。その歴史や内容は訴状に触れているが、次項に

さらに詳しく主張をする。したがって、訴状及び以下の主張について、被告らの認否を強く求めるものである。

第2 原告がサケ捕獲権を有する根拠

本件のサケ捕獲権は、アイヌの歴史、特に原告の先祖の歴史と事実の中にその権利の根拠及びその内容が裏付けられているのであり、この先住民族の中の個別の集団の歴史から権利の根拠及びその内容を確定していく方法こそが唯一の手段である。

*ここで「個別の集団」と記載したのは、サケ捕獲権のような具体的な権利（場所、漁法、魚種等が特定された具体的権利）の主体は、先住民族全体（いわゆるアイヌ民族の全体）が権利主体となるものではなく、先住民族と認められる中の個別ごとの各集団（サケ捕獲権の場合はコタンないしコタン共同体）に認められる権利だから、当該個別集団の歴史を検討しなければならないという意味である。例えば石狩川流域のアイヌ集団は十勝川流域でのサケ捕獲権は認められないのは当然である。どの川筋のどのアイヌ集団（コタンないしコタン共同体）が、どのようなサケ捕獲権を有するかを検討する必要がある。したがって、本件でもアイヌ全体を権利主体として捉えているわけではなく、アイヌの中の個別の集団を権利主体としており、具体的には十勝川河口部におけるコタンないしコタン共同体、つまり原告が権利主体であり、その歴史を検討するということである。

以下、原告のサケ捕獲権という権利について、宣言の第7パラグラフのいう「政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来し、あるいは生ずる権利」かどうかを、その歴史を振り返りながら検討することにする。ただし、この検討をする際には、アイヌ全体の歴史、文化、社会構

造等とそこの中での個別集団の歴史、文化、社会構造等とが重複するために、まずは個別集団と共通するアイヌ全体の問題について論じたうえで原告という個別集団の問題について論ずることとする。

1 サケ資源の重要性

はじめにアイヌにとってサケがいかに文化的及び精神的、また経済的に重要な位置を占めるか、について検討する。

(1)食料として、また文化として

甲第 19 号証は、元参議院議員で初めてのアイヌの国会議員である萱野茂が著したアイヌ歳時記である。萱野はアイヌにとってのサケについて「カムイチェプ」(神の魚)と称されていたとし、「シエペ」(本当の食べ物=主食)と呼んでいたとのことである(83 ページ)。つまり、アイヌにとってサケは、神でもあり、また「シエペ(本当の食べ物、主食)という言い方で大切にされた食べ物であり、本当に当てにしてくらしていた」(84 ページ) 自然資源であった。甲 19 では「サケを獲る道具は約 15 種類あり、サケの食べ方は大ざっぱに数えて 20 種類」(85 ページ) もあり、伝統的な料理方法についても様々あることが記述されている(88 ページ以下)。サケは、単に食糧資源というだけではなく、漁法、調理などのサケ文化が、アイヌ文化の中心の一つになっているものである。

甲第 20 号証は、日本の著名な和人のアイヌ研究者複数によるアイヌ民族誌であるところ、その中のアイヌのサケ漁について抜粋した記述である。ただし、甲 20 では「開発以前」の時代について「原始時代」という侮蔑的表現が使われており、この表現方法には科学性が無いものの、その記述内容は信頼がおけると思われる。なお、この記述で使われている「開発以前」とは主として江戸時代をさし、明治期前のことである。記述される「原始時代」(考古学では使用しない俗語)とは、このような「明治期の和人による『文明開化』の影響を受けていな

い江戸時代（十勝では明治初期以前）という意味である。

甲 20 でも、サケは「アイヌの重要な食料」（342 ページ）とされ、「さけが産卵に遡上する川筋にアイヌコタンが発達したところが多い」（343 ページ）とされている。また「さけ漁の豊凶は生活上の重要問題であったから、さけ漁に際しても、さけの取扱いについてもきわめて慎重で、ほかの重要食料資源となる諸動物と同様に神扱いをし、これをカムイチェップ（神の魚）と呼んだ」と記述されている（343 ページ上段）。

また、サケにまつわる文化的側面では、「アイヌの口碑、伝説の中にはさけに関するものが非常に多く、さけに関する諸行事はこれに基づいてなされることが多かった」（同上）のである。「口碑、伝説」とは、アイヌのカムイユーカラという宗教的、精神的世界の表現手段であり、「諸行事」とはいわゆる宗教的祭祀をさしている。サケ漁に関する儀式としては、345 ページに記載され、カムイノミ（祭儀）の方法等について述べられている。

さらに、「さけの多く遡上する河川は、そこに発達したコタンが不文律に漁獲権を持っていて、他のコタンの者でこのコタンに近親者のある者は漁獲を許されたが、漁獲権はお互いに尊重した。しかし往々漁獲をめぐるコタン間に深刻な争いがあった」（343 ページ下段）とし、すでに主張しているように各コタンがサケに関して独占的排他的漁獵権を有していたことをここでも認めている。

アイヌの多様なサケ漁については主に 352 ページ以下に既述され、川をせき止めて漁をするテシ漁、ウライ漁（354 ページ）、ラオマップ漁（356 ページ）や、本件で問題にしている網漁（ただし本件で問題にする刺し網ではない）については 352 ページに記述されている。

以上のように、サケはアイヌにとって基本的食料（主食）であり、サケそのものを神と扱い、このようなサケを巡って口碑、伝説、祭儀などの宗教的、精神的

世界が形作られ、また漁獲方法、料理方法など、様々なアイヌの文化が成立し、発展していったのである。

(2) 交易品としてのサケ

訴状でも主張したが、サケはアイヌ自身の食料という意味のほかに、和人との交易品として、商品経済活動の中心的物産をなしていた。甲 8 の入北記 236 ページには加工したサケについて、一束 20 尾分が、上代 400 文、中代 300 文、下代 200 文と記載されており、熊皮（大が 1 貫文）に次ぐ高価な商品であった（同ページ）。当時の 1 貫文は 1000 文とされるので、大きな熊皮は良質のサケ（上代）50 尾分ということになる。熊猟とサケ漁の比較では甲 19 によると熊の捕獲は「10 年に 1 頭にもならない」（84 ページ）ほどの狩猟頻度のようなので、交易品としてのサケは量的にも金銭的にもアイヌの経済活動の中で極めて重要な位置を占めていたことが判る。

(3) サケは政治的、経済的、社会的、文化的、精神的基盤をなす

以上のように、サケは、コタンというアイヌ集団が形成される（サケの遡上する川筋にコタンが発達する（前記））前提となる資源であり、サケ捕獲によってコタンという政治的意味（支配権）を持つ集団が形作られ、サケ漁を巡ってコタン間の政治的対立も生じる（深刻な争い（前記））ほどの重要な自然資源であった。

また、サケはコタンのアイヌの主食としてその生存を支えるとともに、コタンの経済活動を支えていた上、サケを神とし、サケを中心にアイヌの口碑、伝説や祭儀が行われていたのであるから、サケはアイヌの宗教的、精神的支柱ともなっていた。さらにサケの漁獲方法、料理方法等の独自のアイヌ文化も発展していったのである。まさに、サケによってその漁法、料理方法、祭儀、口碑、伝説などの文化、哲学、精神的世界が形成され、独自のアイヌ文化も生まれてきたのである。

このように考えると、アイヌがサケを捕獲する行為は、サケ資源に根ざした政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来し、あるいはこのようなサケ資源に対して生じた権利の行使であることが理解できる。

2 原告はサケ捕獲権を有している

(1)江戸時代までアイヌ集団のサケ捕獲権は認められていた

甲第 21 号証は、昭和 8 年 3 月に司法省が発行した司法研究 17 号の抜粋である（著者は当時の札幌地裁判事）。ここでは 22 ページ最初の行に、「各部落（コタンの意）には、漁猟区のあったことは前に述べた如くである。その漁猟区は部落の共有にして、他の侵入を許さず、もし無断にて他の漁区に這入って狩猟するときは ^{つぐない} 償 を要求されたのである。」この漁猟区については 20 ページの 5 行目に「各部落に属する土地には判然たる境界はなかったが、漁猟する区域は多少定まっていた如くである。」とされている。この漁猟区の法的性質としては、65 ページ 9 行目に「部落に共有の漁猟区が存していたことは、前に述べたが、これは漁猟区の地盤を部落に於て所有し、または部落民が共有していたという意味ではなく、単に部落民がその漁猟区において共同にて漁猟し得る関係に過ぎなかったものと思われるのである。」とされている。いわば、一定の範囲の漁猟区を、コタンが独占的、排他的に占有していた占有権と捉えていたと考えられ、そのコタンという集団が占有する土地において、コタン構成員が漁猟を営んでいた、という意味と思われる。この点で、著者は、前記したアメリカ最高裁判決（ジョンソン v. マッキントッシュ）と同様の考え方を示していると解することができる。

すでに提出している甲 2 でも高倉が「部落若しくは部落集団は共有の漁猟区を持っていて、団員はこれを自由に使用し得たが、団員以外のものが無断で闖入狩猟することは是を禁じ」（21 ページ）とし、甲 3 の新北海道史において北海道

序も「アイヌには、部落若しくは部落群の共同利用に任され、その管理処分は部落を代表して酋長の手の中にあった一定の漁猟区域があつて、他の団体に対して排他的な権利を持っていた」と認めていたことは訴状で主張しているとおりである。高倉や北海道史が記述する「部落集団」、あるいは「部落群」というのは、小さなコタンの場合は、周辺のコタンと共同して同一の漁猟区を支配し、管理していたことを意味している。

以上のように、江戸時代まではアイヌは各河川の川筋に沿ってコタンという集団を構成し、これらコタンが単独であるいは共同して、特定の範囲の漁猟区を有し、当該コタン構成員だけが独占的に、かつ排他的に漁猟を営んでいたことは明確な事実である。この漁猟区の支配関係を近代的な所有権概念としては捉えずに、占有権として捉えていたのが「司法研究」の著者である。

これらの文献から明らかなことは、アイヌ集団のサケ捕獲権は、実定法によって裏付けられる権利ではなく、蝦夷地において各アイヌ集団が固有に持つ独占的排他的権利であったことである。

(2) 明治以降のアイヌ集団のサケ捕獲権

江戸時代まで有していたアイヌ集団の独占的排他的サケ捕獲権が、幕藩制から王政復古した明治時代の天皇制に移行したとの理由によって失われる根拠はない。それは、先住民族の固有の権利としてのサケをはじめとする自然資源への権利が、和国側の政治体制の変化によって影響を受けるものではないからである。アメリカをはじめとする国内に先住民族が存在する国は、基本的に条約によって土地や自然資源を先住民族から取得するのであり、この扱いは、例えばアメリカが国王の支配するイギリス植民地から共和制の合衆国として独立しても、何らの影響も受けないのと同様である。

ア 有識者懇談会報告書（乙 15）

憲法学者の佐藤幸治を座長とするアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下「有識者懇」という）は平成21年7月29日に報告書を提出した（乙15）。被告らの第1準備書面11ページ以下によると、この報告書が、現在の日本のアイヌ政策を進めるうえでの基本となっているようである。

この報告書の10ページ（4）では、「明治維新直後の明治2（1869年）年、蝦夷地一円は北海道と改称されるとともに、日本の他の地域と同じく「国郡制」が導入され、北海道は明治政府の統治下に置かれる。これにより蝦夷地の内国化が図られ、大規模な和人の移住による北海道開拓が進められることになった」と記述されている。

また、報告書（乙15）13ページには、「④伝統的生業（狩猟、漁撈）の制限」と題して、「北海道の開拓が進むにつれ、乱獲による資源の枯渇などが見え始めたため、狩猟、漁撈が全道的に規制されることとなる。アイヌの人々の伝統的生業であった鹿猟についても、禁猟の解除、狩猟税の免除、猟銃の貸与などのアイヌの人々に対する優遇措置は取られたものの、規制の範囲などは徐々に拡大されていき、鮭の捕獲とともに明治後半までに北海道全域において禁止されることとなった。」と記述されている。

有識者懇の報告書では、明治2年に北海道は明治政府の統治下に置かれ、蝦夷地は内国化し、和人の移住による開拓が進められ、この開拓が進むにつれ資源が枯渇し始めるため、アイヌのサケ漁が禁止されていたとし、このことの正当性について議論することなく、当然の前提とされている。

しかし、有識者懇では、蝦夷地の内国化という表現が示すように、蝦夷地はそれまでの和国（幕藩制の支配領域）ではなかった事実を認めつつ、内国化するまでのアイヌの蝦夷地における支配権や、その後の和人の開拓が蝦夷地でのアイヌの土地支配や独占的排他的漁猟権とどのような関係に立つのか、について非

常に曖昧な記述になっている。また、本件のようなサケ捕獲権が、内国化によってなぜ否定されるようになったのかについても不問に付している。

もし、被告らが、この有識者懇の報告書（乙 15）と同様の立場に立っているのであれば、第 1 に、なぜ「内国」ではない蝦夷地が「明治政府の統治下に置かれ」、「内国化」されるのか、そしてその結果としてアイヌの独占的排他的サケ捕獲権が「失われるのか」、もし「失われる」とするならば、その正当性の有無を明らかにするべきである。訴状 11 ページ以下で言及したように、幕藩制末期でさえ蝦夷地は和国ではない異域とされており、アイヌは幕藩制の支配が及ばない化外^{けがい}の民とされていたものがなぜ突如として和国とされ、明治政府に統治されるのか、その理由とその正当性を明確に主張するべきである。

イ 平成 6 年の日本政府の見解

甲第 22 号証は、前記した萱野茂が、平成 6 年 11 月 24 日、参議院内閣委員会（第 131 回国会）において、政府に質問し、政府が答えた会議録である。196 ページ 5 行目以下に次の会議録が残っている。

（萱野）日本政府はアイヌが独自の社会をつくっていたアイヌモシリ、北海道に無断で踏み込み、やがてアイヌモアシリを勝手に自国の領土に編入するのでありますが、このようなことは他国に対する侵略行為であり、武力による行為は武力侵略なのでありますが、このような歴史認識でよいのでしょうか。

また、日本が蝦夷地を正式に自国の領土とした日はいつなのか。例えば、寛政 12 年の東蝦夷地の直轄なのか、安政元年の蝦夷地直轄なのか、それとも明治の時代に至って蝦夷地を北海道と改めたとき、もしくは明治 10 年の地券発行のときとするのか。そしてこのように蝦夷地を日本の領土とするに当たって、そこ

に先住していたアイヌとは具体的にいかなる協議をし、いかなる約束、いかなる条約を交わしたのか、それとも日本政府は全く先住民族であるアイヌを無視したのか。

この萱野の端的な質問に対して、政府委員である説明員（鶴岡公二）は、前半部分には一切応答せず、しかも後半部分の、いつ日本の領土になったのかについて、以下のように答弁をした。

（説明員）（蝦夷地が）具体的にいつ我が国の領土となったということについては、明らかではございませんけれども、江戸時代の末期から明治時代初めにかけて、我が国と当時の帝政ロシアとの間で国境の画定が行われた際には、いわゆる北海道本島につきまして両国間で全く問題となっておりません。その当時も北海道本島が我が国の領土であるということを当然の前提として日露間での交渉が行われた経緯がございます。

この政府答弁から明らかなことは、アイヌが支配するアイヌモシリに日本国が無断で踏み込み侵略したのではないか、との質問には一切答えず、ただ、日露間での交渉では北海道本島が日本の領土として扱われていたということしか触れていないことである。しかも、北海道がいつ具体的に日本の領土になったのかについて「明らかではございません」としているのである。乙15の報告書のように明治2年に蝦夷地が「内国化」されたとは一切述べておらず「明らかではない」とするのである。

また、説明員のいう日露間の交渉は、1855年(安政2年)の日露和親条約によって確定した両国間の国境(ウルップ島とエトロフ島との間)を前提としているものであるが、この日露和親条約は、明治政府の蝦夷地統治の根拠とはならないうえに、先住民族の固有の権利を無視してよい理由にもならないのは国際法上

当然のことである。例えば、アメリカ合衆国は、1803年フランスからミシシッピ川流域を買い取り（ルイジアナ購入）、1848年メキシコ戦争で現在のアリゾナやカリフォルニアを取得し、1867年アラスカをロシアから買い取っても、これ等諸外国との条約（合意）とは別に各インディアンtribeとの条約を締結してインディアンから土地や自然資源を買い取っているのである。諸外国間との領土の確定は、そこに存在する先住民族との関係では、領土として取得した国だけがそこに住む先住民族から土地や自然資源を取得する権利（条約締結優先権）を有するとされるだけである。アメリカの事例でいえば、ミシシッピ川流域はフランスではなく、アリゾナやカリフォルニアはメキシコではなく、アラスカはロシアではなく、いずれもアメリカ合衆国のみがインディアンから土地を取得する優先的権利を取得した、ということなのである。

以上からすると、政府答弁は何らの答弁にもなっておらず、また平成6年当時の日本国は、乙15とは異なり、明治2年に蝦夷地が内国化され、明治政府の統治下に置かれる、とはとらえておらず、したがって、明治政府の「内国化」「統治下」に関してその正当性を、一切論証できない状態だったのである。

ウ 小括

以上のように、日本政府は、明治2年に明治政府が蝦夷地を「内国化」し、その「統治下に置いた」とする根拠及びその正当性並びに先住民族の固有の権利であるサケ捕獲権を否定する根拠を全く有していないのである。したがって、この「内国化し、その統治下に置いた」ことを根拠として先住民族アイヌの有するサケ捕獲権を否定することはできないのである。本件で問題とするアイヌ集団の独占的排他的サケ捕獲権は依然として存続しているものである。

(3)原告の有するサケ捕獲権

ア 十勝川河口部におけるアイヌ集団の存在

甲第 23 号証は、明治時代の地図に甲 6 の 359-371 ページまでに記載されている、安政 5 年当時の居住場所（コタン）とそれぞれのコタンのアイヌ家族の人数を記入した図である。甲 7 をコタンと人数にまとめたものである。明治時代の地図とわかるのは、記載のある生剛村、愛牛村、十勝村は明治 33 年に行政区画され、明治 39 年には十勝村は大津村に合併され、生剛村、愛牛村は合併して生剛村になるからである。したがって、三村が記載されるこの地図は明治 33 年から同 39 年までの間の地図ということになる。

河口部に「十勝川」と記載されている川が現在の浦幌十勝川である。この十勝川と大津川の分岐に「ペッチャロ」とあるのは、甲 6、358 ページの「ヘッチャラ」である。分岐から少し下流に「アイウシウニューシ」と記載されているのが甲 6、359 ページの「アン子シウム」で、愛牛コタンである。ここには 6 戸 27 人が居住していた。そこから少し下ると、「オラポロブト」とあり、これは甲 6、360 ページの「ウラホロブト」で 3 戸 11 人、そのすぐ下流に「シツナイ」とあり、甲 6、368 ページの「シチ子イ」で、2 戸 10 人、その下流にオベッカウシ・生剛村と記載されているのが、甲 6 の 369 ページの「ヲヘツコウシ」で、9 戸 49 人が、さらに河口部に「トカチブト・十勝村」と記載されているのが甲 6、371 ページの「渡し場」近辺で、2 戸 10 人が居住していた。安政 5 年（1858 年）当時、十勝川の愛牛から河口部まで、22 戸、107 人が生活していたことになる。なお、甲 5 の 461 ページには、「トカチ」に「番小屋三軒」として、アイヌの 3 家族、16 人が生活していたことになっている（安政 3 年）。

これとは別に、甲 23 の右上から十勝川河口部に至る海岸沿いに「アブナイ」「チプ子オウコッペ」「コムプカルシ」などの地名があり、甲 5 の 460 ページには、「アブナイ」「ヲコッペ」「コンブカルウス」と記載され、合計 10 軒以上のアイヌの家が、松浦武四郎の訪れる安政 3 年以前には存在していた記載がある。

甲 24 は、甲 9 で提出した北海道植民状況報文であるが、104 ページ、7 行目以下に次の記述がある。「生剛、愛牛諸村のアイヌをして漸次（甕奴（ベッチャロ）に）引き移らしむるの計画なるを以って将来アイヌの村落となるべし」。つまり、前記した川筋に生活するアイヌを、和人開拓のために十勝川の分岐付近のベッチャロ地区に、給与地を設けて移住させる計画があると記載されている。ただし、この移住計画が実現したかどうかは不明であるものの、生剛（オベッカウシ）のアイヌの足跡は現在たどることができない。また、8 行目には「十勝村は十勝川の北岸より釧路国白糠郡に至る海岸一帯の地」とあるように、トカチブトのアイヌ地域は十勝川河口部にとどまらずアプナイ（現浦幌町厚内）やプチネオコッペ（現浦幌町興部）も含む海岸線沿いの一帯を含んでさしていたことが判る。

安政 5 年当時は、分岐から十勝川沿い、さらには現厚内までが、愛牛コタン、ウラホロコタン、シズナイコタン、オベッカウシコタン、トカチブトコタン等が存在し、100 名を超えるアイヌが、十勝川での漁猟をして生活していたものである。

イ 十勝川の禁漁

訴状 18 ページ以下で記載しているように、十勝川流域のアイヌ集団はサケを独占的排他的に漁猟していた。これは前記したとおり、蝦夷地のアイヌ集団がすべてそうであったように、十勝川という川筋にコタンを作り、サケを神の魚、あるいは主食として、さらには交易品としてサケを捕獲していたものであった。

甲第 25 号証は、北海道開拓記念館研究紀要であるところ、222 ページ以下に山田伸一が「札幌県による十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族」と題する研究論文を発表している。

ここで札幌県となっているのは、開拓使は本庁と支庁に分かれ、当初十勝国は浦河支庁管内だったのが、明治 7 年 5 月に浦河支庁が廃止され、札幌本庁管轄

となり、その後、明治15年2月に開拓使を廃止し、三県一局とし、十勝国は札幌県の管轄地域となったためである（太政官布告8号）。

甲25では、十勝川流域のアイヌ集団が、明治になってサケの捕獲を禁止されていった経緯をまとめている。

まず、1876年（明治9年）、テス漁と夜漁を禁止（開拓使乙9号布達）し、1878年（明治11年）、支流でのサケ・マス漁を全面的に禁止（開拓使乙30号布達）した（甲25、220ページ、下段1行目から3行目）。

その後、札幌県は明治16年（1883年）5月、十勝川河口部からチャシコチャ（前記十勝川と大津川との分岐の少し上流部）までを除き、サケを全面的に禁漁とし、チャシコチャより下流部は官庁の許可を受けた曳き網漁のみが許された（216ページ、上段の左から9行目以下）。この結果、許可を受けることのない、アイヌの伝統的サケ漁は、すべて禁止されることになった。

前項に記載した分岐から下流部への5つのコタン及び100名を超えるアイヌは十勝川でのサケ漁が禁漁として禁止されたのである。

甲25の213ページ下段には、サケ禁漁によって「アイヌ民族の食料入手を大いに阻害し、『困難』を生じさせた」とある。また同ページ上段では、十勝開拓の先駆けとなった開拓団の晩成社幹部が「今アイヌは鮭が捕れぬために飢えている。サケを守るために餓死してもよろしいのか」と役人に訴えている。原告構成員の先祖は、明治16年にサケの禁漁に伴い飢餓に襲われたのである。

札幌県による十勝川での禁漁措置は、サケ資源の保護が名目であった。しかし、サケの乱獲は、蝦夷地に入って来た和人による十勝川河口部での曳き網漁、つまり大規模な網漁によってもたらされたものである。このことを、甲25で山田は「1883年6月の札幌県布達は、十勝川流域内陸部のサケ漁を制度上、全面的に禁止した。下流部に許可した大規模網漁の振興を図る一方で、上流部には繁殖地

としての役割を割り振り、アイヌ民族が従来行ってきた食料目的のサケ漁をも違法化したのである。」

ここでいうアイヌ民族の中に、上記した 5 つのアイヌコタン及び 100 名を超えるアイヌの構成員及びその子孫が含まれている。

ウ 原告は上記した 5 つのコタン構成員の子孫である

原告は、松浦武四郎が記述している 5 つのコタンの現在における共同体であり、この 5 つのコタンが有する権限、特にサケ捕獲権を継承している集団であることを主張している。そこで、原告の構成員がこれらコタンの構成員の子孫を中心としていることを明らかにすることによって、この原告の権利の継承を裏付けることにする。

原告の構成員（甲 1 の会員名簿）のうち、差間正樹は意見陳述で述べたように、父は白糠アイヌで母はトカチブトアイヌである。現在、厚内に居住しているので、上記のとおり旧トカチブトコタンに居住していることになる。現会長の長根広喜は、祖母が幕別の白人コタン（チロットコタン）出身で、祖父はトカチブトコタン出身である。祖父の先祖も知れる限りトカチブトコタンに住み、墓地は伝統的な十勝太コタンの墓地に埋葬されている（この墓地は東大の渡辺仁教授がアイヌ遺骨の発掘を行った場所である）。現在も旧トカチブトコタンである厚内に居住している。長根喜一郎は広喜の父であり、上記のように母がチロットコタン、父がトカチブトコタン出身のアイヌであり現在も厚内に居住している。長根の先祖は、十勝川河口の渡し守をしていたと言い伝わっている（甲 6 の 371 ページ参照）。差間啓全^{ひろまさ}は差間正樹の甥で、祖母につながる先祖はトカチブトコタン出身者である。佐久間俊之は、差間正樹の従兄弟で母親がトカチブトコタン出身である。差間正樹の母と佐久間俊之の母は姉妹で、彼らの兄弟に上西春治がいる。上西春治は自伝的小説「十勝平野」を著して、十勝川河口部のアイヌの暮ら

しやかつての社会状況について記述している。丹野るみかはチプネオコッペ出身のアイヌで先祖はチプネオコッペを含むトカチブトコタンにつながる。丹野聡はるみかと婚姻し、会員規約によって、るみかの配偶者として原告構成員となっている。長谷川満及び茅野友彦も先祖はトカチブトコタン出身のアイヌである。小石川健一はアイヌであるところ、現在浦幌町に居住しているため規約によって原告構成員となっている。渡辺勝己は、賛助会員となっているものの、父側の先祖はトカチブトコタンの構成員であった（母は白糠アイヌ）。渡辺勝己の親戚には、サケ漁が密漁とされているため、昔、夜陰に紛れて十勝川でサケ漁をしたため、船が転覆して死亡したものもいた。

また、3年ほど前に死亡した原告構成員の古川は、愛牛コタン出身で、長年、北海道大学の保有するアイヌ遺骨の返還を熱望していたが、遺骨返還前に病死してしまった。

以上のように、原告の構成員は、賛助会員（賛助会員は議決権がない（定款21条））の門脇政史をのぞく全員がアイヌの血を引き、かつ彼らの先祖は、トカチブトコタン出身者がほとんどを占め、愛牛コタン出身者もいたことになる。かれらの先祖は、十勝川（現浦幌十勝川）の愛牛から河口部に至るまでの地域で、各コタンの構成員として、サケの捕獲をしていたことになる。したがって、これらの者の子孫から構成される原告は、各コタンの権限を引き継ぐアイヌ集団として、現浦幌十勝川の愛牛から下流部までのサケの捕獲権を有している。ただし訴状では愛牛から浦幌川との合流点までは除外している。それは河川改修によって単なる導水路となっているため、サケはほとんど遡上しないからである。

エ 小括

以上から、第1に、原告の構成員の先祖は十勝川（現浦幌十勝川）のベツチャロから下流において、各コタンを構成してサケを捕獲していたこと、第2に、江

戸時代まではこれらコタンが十勝川（現浦幌十勝川）において独占的排他的漁獵を営んでいた事実（この点はアイヌのサケ捕獲権がそのようなものであったこと、及び遺骨副葬品から網針が出土した事実から裏付けられる）、第3に原告はかつてのコタン構成員の子孫から構成される結果、かつての各コタンの権限（サケ捕獲権）を引き継ぐ集団であって現在におけるこれらコタンの共同体と位置付けられること、したがって、当該地域におけるかつてのコタンの権限を引き継ぐ唯一のアイヌ集団であること、が認められる。

ラポロアイヌネイションは、かつての各コタンの共同体としての集団ということなのである。

そして、第1項で論じたように、このコタン共同体は、伝統的に、また慣習的にサケを捕獲しており、このサケ捕獲権は、「政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来し」（あるいは生じ）た、原告の固有の権利なのである。